

別表第13(第6条関係)  
函館市日浦会館

区分		時間区分		
		昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
会議室	夏季	1,580円	1,800円	2,710円
	冬季	2,360円	2,580円	3,490円
和室	夏季	1,010円	1,130円	1,690円
	冬季	1,790円	1,910円	2,470円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を、冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。
- 2 結婚式、葬祭等で全館(すべての使用場所をいう。以下同じ。)を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,240円と、冬季にあつては7,360円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する。

別表第14(第6条関係)  
函館市尻岸内会館

区分		時間区分		
		昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
集会室	夏季	1,650円	1,880円	2,840円
	冬季	2,430円	2,660円	3,620円
和室研修室	夏季	1,050円	1,180円	1,770円
	冬季	1,830円	1,960円	2,550円
会議室	夏季	1,050円	1,180円	1,770円
	冬季	1,830円	1,960円	2,550円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を、冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。
- 2 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円と、冬季にあつては7,550円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する。

別表第15(第6条関係)  
函館市中浜会館

区分		時間区分		
		昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
コミュニケーションホール	夏季	1,610円	1,830円	2,760円
	冬季	2,390円	2,610円	3,540円
研修室	夏季	1,030円	1,150円	1,720円
	冬季	1,810円	1,930円	2,500円
会議室	夏季	1,030円	1,150円	1,720円
	冬季	1,810円	1,930円	2,500円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を、冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。
- 2 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,320円と、冬季にあつては7,440円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する。

別表第16(第6条関係)  
函館市女那川会館

区分	時間区分
----	------

	昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
会議室	1,510円	1,720円	2,590円
和室	960円	1,080円	1,610円

備考 結婚式, 葬祭等で全館を使用する場合は, 1日につき4,050円とする。

別表第19(第6条関係)

函館市御崎会館

区分		時間区分		
		昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
多目的ホール	夏季	1,650円	1,880円	2,840円
	冬季	2,430円	2,660円	3,620円
和室研修室	夏季	1,050円	1,180円	1,770円
	冬季	1,830円	1,960円	2,550円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を, 冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。
- 2 結婚式, 葬祭等で全館を使用する場合は, 1日につき, 夏季にあつては4,430円と, 冬季にあつては7,550円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は, ガス料金の実費を徴収する。

別表第20(第6条関係)

函館市柏野会館

区分		時間区分		
		昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
遊戯室	夏季	1,510円	1,720円	2,590円
	冬季	2,290円	2,600円	3,370円
和室研修室	夏季	960円	1,080円	1,610円
	冬季	1,740円	1,860円	2,390円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を, 冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。
- 2 結婚式, 葬祭等で全館を使用する場合は, 1日につき, 夏季にあつては4,050円と, 冬季にあつては7,170円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は, ガス料金の実費を徴収する。